

司法院釈字第414号（1996年11月8日）*

争 点

医薬品広告の事前審査制を定める薬事法等法規は違憲か。
(薬事法等法規就薬物廣告應先經核准等規定違憲?)

キーワード

薬事法（薬事法）、医薬品広告（醫藥品廣告）、言論の自由（言論自由）

解釈文：医薬品の広告は財貨を獲得するために従事する経済活動として、財産権の保障にかかる事柄であると同時に、商業上の言明を表現するという性質をも有するのであるが、国民の健康と重大な関係を有するため、公共利益の保護という観点から、より厳格な規制を受けるべきものである。薬事法第六六条第一項は、医薬品業者は、医薬品の広告を掲載・放送しようとするとき、掲載・放送前に予めすべての文字、図様または文言につき省（市）の衛生主管庁の許可を得なければならないと

定めるが、その目的は医薬品広告の真実性を確保し、国民の健康を保護することにあり、公共利益の向上のために必要であって、憲法第一一条及び第一五条に適合するものというべきである。また、薬事法施行規則第四七条第二号は、医薬品広告の内容が容器・包装による景品交換または奨励の方法を使用するものであって医薬品の濫用を助長するおそれのあるものについては、主管庁は削除または不許可としなければならないと定めるが、これは薬事法第一〇五条の授権により同法第六六条における

*翻訳者：陳 一

関係事項につき具体的な規定を設けるものとして、立法の趣旨に合致しており、根拠法による授権の範囲を超えていないのであるから、憲法と何ら抵触しないと言うべきである。

解釈理由書：医薬品の広告は、大衆への伝達手段を通じて医療の効能を宣伝することにより、販売の促進という目的を達成しようとするものである。これは、財貨を獲得するために従事する経済活動として商業上の言明を表現するという性質をも有するのであるから、憲法第一五条及び第一一条の保障を受けるべきものである。言論の自由は、政治、学術、宗教及び商業に関する言論等を含めて、意見の自由な流通を保障し、国民による情報への十分なアクセスと自己実現の機会を確保しようとするものである一方、それぞれの性質により、異なった保護範疇と制限の基準を有する。その中で、公共の意思の形成、真理の発見または信条の表明にかかわらない商業上の言論については、他の言論の自由に対する保障と同等視

し得ないものがあると言うべきである。医薬品広告における商業上の言明は、国民の健康と重大な関係を有するのであるから、公共利益の保護の観点から、当然、より厳格な規制を受けるべきである。

薬事法第六六条第一項は、「医薬品業者は、医薬品の広告を掲載・放送しようとするときは、掲載・放送前に予めすべての文字、図様または文言につき省（市）の衛生主管庁の許可を得たうえ、大衆伝達業者に許可文書を提出しなければならない。大衆伝達業者は、省（市）の衛生主管庁の許可を得ない医薬品広告を掲載・放送してはならない」と定めるが、その目的は、医薬品広告の真実性を確保し、国民の健康を保護することにある。医薬品広告の掲載・放送前に医薬品業者が衛生主管庁の許可を得ておくべきことを定めたのは、管轄権限を集中させ、医薬品の効能、広告の内容及び市場への影響等事情につき、一定の手続により専門的で客観的な審査を行うためである。これは、公共利益の向上のために必要なも

のであって、憲法第一一条が言論の自由を保障し、並びに第一五条が国民の生存権、勤労権及び財産権を保障する趣旨に合致するというべきである。また、薬事法施行規則第四七条第二号は、医薬品広告の内容が容器・包装による景品交換または奨励の方法を使用するものであって医薬品の濫用を助長するおそれのあるものについては、主管庁は削除または不許可としなければならないと定めるが、これは薬事法第一〇五条の授権により、同法第六六条における関係事項を執行するために具体的な規定を設けるものとして、立法趣旨に沿うものであり、根拠法による授権の範囲を超えてはおらず、国民の自由と権利に対し法律に定めのない制限を課すものではないから、憲法と何ら抵触しないと言うべきである。もっとも、広告は情報を提供するものであり、社会も商業情報の自由な流通について重大な利益を有するのであるから、医薬品広告にかかる事前許可申請を義務付ける事項、内容及び範囲等については、主管庁より規制の必要性を考慮し、比例原則により

隨時検討改正を行うべきことを併せて指摘しておく。

本解釈は、吳庚大法官・蘇俊雄大法官・城仲模大法官による部分反対意見書、孫森焱大法官による部分反対意見書がある。